善通寺弘報
発行所 善通寺町弘報委員会
編集者 武内正躬
発行者 高橋正一
印刷所 横田印刷所

❖日本画展❖
十一月二日三日九時—四時
町図書館にて
主催 五岳社、図書館
後援 文化協会

善通寺町教育委員会委員選擧得票調

本月五日行はれた、本町教育委員會委員選挙における候補者五名の各得票數は左の通りでした。

（敬称略）

牛田哲男	一九〇二票
鷲塚政光	一八七四票
松浦晴男	一六〇八票
臼杵政雄	一〇七九票
平田清臣	八六八票
尚当日の有権者總數	一二二五四人
投票總數	七七二三票
無効投票	三九二票

でした。

教育委員の初聲

教育委員　牛田哲男

本町教育のいわゆる原動力ともなつて行かねばならないし且つ本町としては最初の教育委員であるので課せられたその責務は極めて重大であるから町民各位より御協力を仰がねば到底この重責を果すことは出来まいと考えて居ります。全般に亘る細部の研究はまだ出来ていませんが次の四項は是非共之を実行に移して行かねばならぬと決意致して居ります。

一、自分の過去に於ける三十四ヶ年の教育的体験に十分検討を加えて之を活用したいが一面更に新教育や新制度の研究をも行つて時世に添つて行きたい。

二、本町の人文的並に地理的の現状と教育の実態とを十分研究調査すると共になるべく広く町民の声を聞いて本町の実情に即した教育行政をして行きたい。

三、制度的にも機能的にも教育の自主性を確保して行かねばならないが特に町当局（町議会を含む）と教育委員会は相互に理解し合い協力し合つて絶対々立するようなことのないように十分留意して行きたい。

四、学校教職員には固より一般町民からも親まれ且つ信頼される教育委員となりたい。

教育委員　鷲塚政光

素人の私が教育委員の重責を担うことと相成りましたについては今後町民各位の御叱責を仰ぎ御鞭撻と御支援を切に御願い致します。

教育行政は勿論町民全体が偏頗なく各位の意企も充分に反映せられ町の実情に即応して行はれねばなりません。これが為め如何なる障害不当の圧迫を排除し自由にして平和を愛する民主々義の大原則の理想実現に微力を傾倒致したいと存んじて居ります。教育委員の職責として学校その他教育機関の百般に亘つて居り特に教職員の人事行政、教科内容に迄及び飽くまでも厳正中立を堅持し更に教職員学童生徒の保健厚生学校環境衛生等重大なる職責については医学的専門的の要求必須と存ずる所であります。更に又学童生徒の発育即教育であると云うも過言でなく此発育の阻止或は遅滞の原因障害の除去は唯予防医学的観点によらねばならぬと確信し私の最も関心を有する所であります。以上茲に一言申し述べて町民各位への挨拶の言葉に代える次第であります。

教育委員　松浦晴男

私は今回の町教育委員会委員の選挙には、立候補の意志は全くなかつたので、先月二十日には、当時町選挙管理委員の一人として、啓蒙宣伝の為町内を巡つたり、又去る五日の選挙には選挙長の役割を引受けていたのであります。ところが九月二十三日になつて西部小学校地域内の有志の人々から、是非立候補せよとの切なる勤誘もだし難く色々考えて見ました。一つには私は教員生活を三十数年やりましたが、元来機械工学を専攻した者でして、教鞭をとる傍ら専門の学術研究に没頭して暮して来たので、町村の学校教育即ち小学校や中学校の教育については全く経験がないのみならず、関心も持つていなかつたので、これで教育委員が勤まるかと危まれたのですが、教育委員は教育に理解のある人であれば、必らずしも経験者であることを要しない、否寧ろ素人の方が宜しいのだとの説があつて、これに励まされたのと、一つには私は今日恩給のみによつて生活をしてゐる者でありまして、この有難い社会保証制度の恩恵に浴しているからには、只悠々自適していては相済まぬ、健康の許す限り何事か社会に奉仕すべきである、それには教育の如き洵に地味な所謂縁の下の力持的仕事は進んで引受けるべきであると考えたので遂に立候補を決心したのであります。幸い各位の多大なる御支援にあつて委員の一人となることを得ましたが、さて如何なる考、如何なる抱負を持つているかと云われますと差し当つて申上げる何物も持つていません。只これから十分考究して善処し度いと申上げるのみであります。強いて申上ぐれば、第一に新に発足する委員会を出来る丈け完全なものに育て上げることに最善の努力を尽し度い、それには教育が徒に政治の圧迫を受けることなく全く教育独自の立場を堅持すると云う教育委員会制度の設けられた根本主旨を守りつゝ、町当局並に町議会とは常に協調を保つて円滑なる委員会の運営を図り又委員会活動の如何を支配する重大な役目を持つ教育長に適任者を得るよう候補者の物色に努め度いと考えでいます。学校教育そのものに就ても色々考がありますが、今日申述べることは控えることに致します。

教育委員　臼杵政雄

親愛なる町の皆様に貴重な弘報紙上を通じて御挨拶を申上げる事を深く光栄に存じます。先以て不肖政雄の如き者に多数の方々が非常な御同情と御支援を賜はりまして教育方面に御奉公させて頂く機会を御与え下さいました御芳情を衷心から深く感謝いたします。今の所委員の初顔合せ会も開かれて居りませぬので抱負など申述べる時期ではないと存じますが私は法規に示されて居る服務権限を服膺して最も公明公正に任務をつくし委員各位と克く協調する事は勿論関係方面との連絡を緊密にし学校教育方面では児童生徒が喜んで学業に精励し父兄の負担を軽減し教職員各位が安心して教育に専念し教育本来の目的を達して頂き社会教育方面では我国最初の大衆教育の大家であられる聖弘法大師御誕生の霊地にふさわしい文化の町大善通寺を出現せしめる様微力をつくしまして我町の教育委員会が皆様から喜ばれる存在であります様ありたいと念願致して居ります。何卒町当局はじめ町民各位の御支援と御鞭撻とを切に御願いいたす次第であります。

紙面の関係上甚だ簡単でありますが以上を以て御挨拶といたします。

町民税第三期分徴税令書発布について

町民税については、常々積極的な御理解と、御協力を賜り厚く感謝致します。

今般、町民税第三期分の徴税令書が、十月三十日の納期限として発布されますから、納期内に必ず完納せられるようお願いする。

町財務課

基本選挙人名簿の調製について保安隊員とその家族の方におねがい

保安隊員の選挙権については、いろ／＼聞き違いやら、取違があつて、本町の選挙人名簿にのらねばならぬ人で載らないことがあつて、選挙管理委員会としてもその把握に当惑をしていますが、本年も別稿のように今月中に、この十二月二十日から来年の十二月十九日までの間の各種選挙に用いる人名簿を作製中でありますので、保安隊員とその家族の方は左の各号に留意せられ、名簿作製に御協力下さると共に各自の権利の確認をねがいます。

㊀公式、非公式の別なく又住民登録の有無に関係なく、妻子が本年六月十六日迄に本町に住所を構えた人は主人も家族も名簿に登録して本町での選挙権を持ちます。

㊁家族が郷里にいて、単身営内でいる人は各自の郷里の名簿にのります。

㊂単身でも営外居住の人は㊀と同じです。

以上㊀の場合は隊規による営内者でも家族の住所によつて、営外者と共に次のような様式でメモ的に届をねがいたいと存じます。

基本名簿選挙権確認書

一、住所

二、氏名（選挙権のある本人及び家族）

三、本籍地

四、前住所（本町に来る迄の住所）

五、町内での異動があるときは最初から現在までを日附順に

六、本町に最初に住所を定めた年月日（営内者で家族があとからきたときにはその旨を附記して家族の本町に来た日をも併記して下さい）

基本選擧人名簿は目下調製中

十一月五日から十九日迄の縦覧には是非!!

十月一日と五日の二日に亘つた先日の選挙でまだ記憶も生々しいことですが選挙に使う―投票をするためにはその名簿に載つていなければならない―選挙人名簿は毎年九月十五日現在で調製されます。本年は過日の選挙の事務と重なり合つたため、選挙管理委員会では、只今さかんに調製事務を執つています。

この名簿は、本月中に作つて、十一月五日から十五日間皆様の縦覧に供されますから、この期間内には各人の選挙権の確認のため、是非縦覧をねがいたいものです。若し載つていない時は、直ちに委員会に申出で、載るべきものは載るように手続をする必要があります自分のだけでなく家族や友人のについても注意ねがいたいものです。

選挙管理委員会の年中行事として一番困難で一番心身の消耗をせられるものはこの基本選挙人名簿の作成であります。御承知のように独立した職員を持たない本町の選挙管理委員会の現状では、職員が役場の方の本務を一応なげうつて、約一ヶ月間を日夜名簿作成にうちこんでいます。皆様の御理解と御協力、御援助をまつこと多しとするところです。せめて名簿の縦覧はお忘れなく願いたいものです。町内異動も転出入と同様その都度申出なり、御連絡によつて名簿の仕上げを一層すつきりとしたいものです。

銅鐸の出土地について

この夏町に於いて町内の古文化を調査する事になり、尽誠学園考古学班の努力によつて約三百件の遺蹟又は遺物を採録する事が出来たのは、有志の御協力と生徒の精励による業績であつて、洵に欣快なる一事であつた。

就中今回程坂で銅鐸の出土地が判明し、町史に輝かしい一頁を加えた事は、史蹟の方面からも考古学界の為めにも、実に有難い発見であつてこの一事は今後町民の御協力を仰ぐ上にも重大な事であるから、簡単に報告して置き度い。

大日線北原停留場から禅定へのぼる登山口がある。その左手に当つて俗称「新ネバエ」と称する山の陵角が今雑木で覆はれている所がある。これが今から約二千年前の我が青銅文化を代表する銅鐸の発見地である。発見者は香川福松氏の亡父岩造氏で、安藤友一氏の老母こと女（八十才）がこの事を知る唯一人の生存者である事も附記して置きたい。

住民登録による統計上から見た善通寺町

昭和二十七年法律第百六号により住民登録届をした本町の現世帯は四、九八〇世帯でこれを本籍者と非本籍者に区分すると本籍者の世帯数は二、九一五世帯で非本籍者の世帯数は一、〇六五世帯となる。

人口は本籍人男六、六〇二女七、〇九五 計一三、六九七人非本籍人 男三、五六二女四、一六六計七、七二八人総計男一〇、一六四、女一一、二六一総合計二一、四二五人であり本籍者にして他府県に住所を有する者は五八六六人である住民登録届出の際自己の本籍、氏名、生年月日と筆頭者名を正確に届出たかどうかを調べて見ると正確に届出た件数は本籍者の六五〇件（二一・三〇%）非本籍者の八三二件（四〇・二六%）となり誤記訂正を要した件数は本籍者二、二六五件（七七・七〇%）非本籍者一、二三三件（五九・七二%）となる善通寺町の皆様この数字を見てどうお思いですか住民登録届に記載した事項は自分の㊀氏名㊁生年月日㊂男女の別㊃世帯主との続柄㊄本籍地㊅筆頭者の氏名㊆住所を定めた年月日㊇住民となつた年月日㊈住所の九項目で皆自分に取り知つておらなければならない事項のみだつたのですこの中㊃㊆㊇㊈の四項は調査が困難だつたので大部は届出通り登録となりましたが㊀㊁㊂㊄㊅項は法律にも定められているので届書の一枚々々戸籍簿と照合した結果が前記の様な数字に表れたのです自分の本籍がどこそこの何番地であつて戸籍簿には自分の氏名や生年月日がどう書かれてある位は常時知つておらねばならないことですこれを悪く解すれば物資の統制当時主食の配給やタバコ砂糖等年令に依つて制限せられていた配給物をより多く受配せんために故意に誤つて町籍簿や農家台帳に登載せしめた結果自分や家族の生年月日が何れが正当か分らなくなつている結果ともいえるでしよう、又戸籍の届出を除く他の願届や申告書等が個人の尊厳を尊重して戸籍と照合していなかつたのを巧に利用して出鱈目の願届や申告をし居た結果ともいえるし国勢調査の如く戸籍の如何にかゝわらず其の事実の申告を記載していた結果ともいえるでしよう戸籍は国民各個人の身分関係を公証する公文書でありますから若し戸籍に事実に反した記載がしてあるとしたら夫々の手続を了して戸籍の訂正をして置かなくてはなりません、又前記の数字を見ますと其の誤りは本籍者に多く非本籍者に少い様になつていますが本籍者は本町に戸籍があるので役場に行けば総ての分るという関係上戸籍の利用度が少く非本籍者は身分上の必要の都度戸籍の謄抄本を取り寄せなければならないので戸籍の利用度が多いからとも云えるでしようが前記数字中非本籍者の中には本人の本籍地役場に照合して未回答の三三一件と本人が届出をした本籍地の役場に照合した処本籍不明として返戻され次から次へと照会中のものや全然照合先の不明か結局どこに本籍があるか分らない国籍不明に近い者[illegible]等の悪質の者が合せて一二一件あるので正否の%は若干違つて来るのであります。むすびとして町民の皆様にもう一度御願して御協力を戴きたい事は次の通りです。

一、一家には必ず住民登録の謄本か戸籍の記載事項証明書を一枚備付けましよう。門戸には必ず世帯全員の表札を掲げましよう。

二、右一二項は役場のためのみではなく皆様御自身の必ず御役に立ちましよう。

三、町内で住所を変更した場合は必ず転居届を役場に致しましよう。

四、世帯主が変更した場合は役場に変更届を致しましよう。

五、世帯に属する者全員や一部の者が他市町村に転出する時は配給関係の転出証明書の外に住民登録の謄抄本を持つて行つて転出先に届出ましよう。

六、自分の世帯内や御隣に転宅して来た人があつたなら住民登録の届出をする様注意をしてあげましよう（住民登録に関する届書は役場内戸籍課に常時準備してあります）

日赤募金並に救癩募金について

五月一日より展開されました日赤並びに救癩募金については関係者及び募金委員さんの御理解と並々ならぬ御努力並びに町民各位の相互扶助の御援助に依りまして募金割当額を完遂する事が出来ました事を厚く御礼申上ます。ついては収支決算書を左記の通り報告致します

記

収入の部

一 金拾七万弐千参拾参円也

内訳

一 金弐万九千八百円也　日赤社員の分
一 金九万八千九百八拾五円也　戸別募金
一 金四万参千弐百四拾八円也　街頭募金白い羽根

支出の部

一 金拾七万弐千参拾参円也

内訳

一 金拾弐万七千六百六拾壱円也　日赤募金
一 金参万六千参百弐拾五円也　救癩募金
一 金弐千五百参拾五円也　白い羽根代
一 金五千五百拾弐円也　事務費

戸籍の常識 (5)

——戸籍と住民登録と寄留と——

本欄は住民登録の整理事務や其の他の事務が非常に多忙であつたため暫く休んで居たが本号よりまた続いて執筆することとしましたから御愛読の程を願つて止みません。

本号では戸籍と住民登録及寄留事務に就いて少しく書いて見ましよう。

住民登録法についての説明を加えていると非常に長くなるので紙面の都合もありますから皆さんが生活上最も関係の深い部分の一端を戸籍の常識として御記憶願いたいまゝほんの少し書くに止めます。戸籍は国民各個人の身分関係を公証する公文書であります。従来の戸籍は家の登録とされ戸主を中心としてこれと共に一家を構成する家族を以て一の戸籍が編製されていたのであるが新憲法の施行と同時に民法の応急措置法によつて家の制度が廃止され改正民法においても家に関する規定は完全に払拭されたのであるから家の登録とされた従来の戸籍はその本質を全く一変せしめられるに至つたので現在の戸籍は一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに編製してあるのであります。

かくの如く戸籍の本質をなし又戸籍編製の基準であつた家の制度が廃止されても戸籍の本質があたかも変つて来ると各個人毎に戸籍を独立して編製するのがその性質に副う所以かも知れないがしかしそれでは各個人間の身分関係を見るに多大の不便を来し他方戸籍事務上も多くの経費、資材及び労力を必要とするので新法においても個人単位の編製とせず前述の如く一の夫婦及びこれと氏と同じくする子を以て一戸籍を編製することになつて居るのであります。

住民登録制度は従前の寄留制度を廃止しその欠陥を是正すると共に従来市町村に於て利用されて居た世帯台帳も廃止してこれに代るべき新制度として制定せられたものであつてその市町村の住民全部を登録することによつて住民の居住関係を公証しその日常生活の利便を図るとともに常時人口の状況を明らかにし各種行政事務の適正で簡易な処理に資するために出来た制度であります。

戸籍が各個人の身分関係を公証する公文書であるが如く住民票は住民の居住関係と世帯を公証する公文書となつたのであります。そうして従来の寄留制度は届出がとかく面倒なため怠り勝となつて殆んど制度本来の目的を達して居なかつたため廃止となつたのであります。

われ〳〵は戸籍と関連性を持つたこの住民登録制度を立派に生かして、より多く活用して行かなくてはなりません。住民票には戸籍に記載してある本人の本籍（本籍とは其の人の戸籍上の所在場所をいう）と「氏名」「生年月日」及び「本人の住所」並に「住民となつた年月日」「現住所に「住所を定めた年月日」「性別」「世帯主との続柄」と「一の市町村の区域から他の市区町村の区域に住所を変更したものについては、従前の住所」（昭和二十七年七月一日以降の転入者に限る）を登録してあり戸籍と異なる点は各個人の身分記事と父母との続柄が記載してないだけの相違である。よつて住民登録の謄抄本は本人の「居住証明」「同一世帯の証明」「生存証明」「扶養家族の証明」「年令証明」「本籍の証明」等広範囲に利用出来るが戸籍の謄抄本の代用が出来ない場合がある。

それはどんな場合かというと、婚姻届、離婚届、養子縁組届、同離縁届等戸籍の届書に添付して届出する場合や法律や規定等で戸籍の謄抄本と定めてある場合等である。

寄留法並寄留手続令は住民登録法施行と共に昭和二十七年七月一日以降廃止となつたから寄留に関する諸手続は今後いらなくなつたが寄留簿は昭和二十八年六月三十日迄政令に依り保存するから利害関係のある者はこの一年間限り寄留簿の閲覧及びその謄本や抄本の交付を請求することが出来るのである。

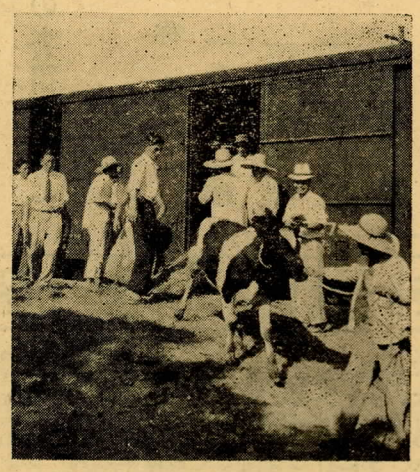

（写真は乳牛第二陣の貨車卸）

乳牛第二陣到着

町に於ける酪農経営は日増に発展しつゝある事は本町農村振興上欣びに堪えない。今回農林省の有畜農家創設要綱に依り昭和二十七年度県割当の乳牛二〇頭は県指定買入官産課長に尾崎農協組合長、三好酪農組合長外職員二名同道北海道に出張し旭川を根拠として附近牧場より厳選の上優秀乳牛を購入、最低二町農村振興上箇月、六五〇〇〇円、最高十九箇月、九〇〇〇〇円、合計二〇頭。去る九月二十五日善通寺駅着それ〳〵購入者に交付した。

酪農経営に就いては申すまでもなく堆厩肥の増産に依る耕地の培養綜合農作物の生産の増大、農民生活の改善等農家経済の振興に資する所洵に大きい。酪農を更に生産牛乳の処理に就いては旧練兵場跡に森永乳業株式会社の工場設置が約束されていますが原料乳の関係で尚時日を要すると思われるがその段階として今春以来善通寺集乳所の設置準備に着手竣工を急いで居ましたが既に完成、九月六日集乳事業を開始日増に集乳量も増加致し順調な成績を修めつゝあります。

尚畜産指導機関として県家畜衛生所仲多度郡畜産聯合会、農業改良普及所が設置され、伝染病の予防に患畜の診断に人工受精等それ〳〵有畜農家要望に応ずる。

右の如くそれ〳〵の機関は完備し常に連絡を密にしこれを指導奨励してあるので農家は安心して酪農経営を実施出来得ると思うので来る可き農村恐慌に処するの対策として出来るだけ利用度の低い役畜を乳牛に切換え以て農村副業の振興を図ると共に農家経済の安定を図られ度い。

町の乳牛飼育農家は一丸となり善通寺酪農組合は去る五月中旬組織強化し三好組合長以下全役員は組合員相互の酪農知識を涵養すると共に講習会講話会を開催し常に組合員の指導に当つている。

大前

昭和二十八年産麦類増産に就いて

昭和二十六年六月一日以来麦の統制は撤廃されたが国内食糧自給の確保の見地から見ると麦作が重要な地位を占める事に変りなく更に農家の経済面から見ても麦作経営の問題である又農家の収入源としても農業経営組織の上から見た各作物としての関係からもその重要度は高まりこそすれ其の地位は低下しないであろう。

次に麦類を裸、小麦別に考察すると、小麦は昭和七年小麦増産奨励以来増産が奨励され裸麦を減少しても輸入小麦の量を減少せしむる必要があつたので国を挙げて小麦の増産に努力が払われ、其の為次第に作付が増加し換金作物として重要な地位を占めるに至つたが、今後は其の趨を若干異にして来るのでなかろうか即ち小麦は国際商品であり国の食糧需給計画は年間三〇〇万屯に及ぶ良質な輸入小麦の供給を中心に維持されようとしているから地力を増進して耕土を培養する事が増産を可能ならしめ農業経済を安定する唯一の途である。

昭和二十八年産麦類増産に就き其の大要を記し参考に供する。

一、耕土培養対策

本町に於ける農業経営の欠陥であり最大の盲点は地力の減退であつて現状の儘放任出来ない状態であるから地力を増進して耕土を培養する事が増産を可能ならしめ農業経済を安定する唯一の途である。

1. 堆厩肥の増産
   ㋑量の増産
   ㋺堆肥舎を改造して床を固め堆肥盤を設置して良質堆肥の増産を図る
   ㋩連作地帯は堆肥の施用を増加する
   ㋥敷藁の利用を図る
   ㋭堆肥の腐熟を促進する
   ㋬堆肥の保管を完全にする
2. 緑肥の増産
   ㋑緑肥作物の栽培を奨励する
   ㋺緑肥作物の栽培を容易ならしめる
   ㋩緑肥作物の栽培を確実ならしめる
3. 厩肥の増産
   ㋑厩肥の増産を奨励する
   ㋺厩肥の増産を容易ならしめる
   ㋩厩肥の増産を確実ならしめる
4. 人糞尿の利用
   ㋑人糞尿の利用を奨励する
   ㋺人糞尿の利用を容易ならしめる
   ㋩人糞尿の利用を確実ならしめる
5. 厩肥の保管
   ㋑厩肥の保管を奨励する
   ㋺厩肥の保管を容易ならしめる
   ㋩厩肥の保管を確実ならしめる
6. 堆肥の施用
   ㋑堆肥の施用を奨励する
   ㋺堆肥の施用を容易ならしめる
   ㋩堆肥の施用を確実ならしめる
7. 客土
   ㋑客土を奨励する
   ㋺客土を容易ならしめる
   ㋩客土を確実ならしめる
8. 耕起
   ㋑耕起を奨励する
   ㋺耕起を容易ならしめる
   ㋩耕起を確実ならしめる
9. 深耕
   ㋑深耕を奨励する
   ㋺深耕を容易ならしめる
   ㋩深耕を確実ならしめる
10. 酸性土壌の矯正
    ㋑酸性土壌の矯正を奨励する
    ㋺酸性土壌の矯正を容易ならしめる
    ㋩酸性土壌の矯正を確実ならしめる
11. 速成堆肥特に石灰窒素堆肥の励行に依る完熟堆肥を作る事
    ㋑有畜営農に依る厩肥の増産
    ㋺増産目標（反当）平担地二五〇貫。山間部三〇〇貫。

二、耕種対策

1. 深耕
2. 酸性土壌の矯正
3. 酸性土壌矯正石灰タンカルを施用する場合はその圃地の酸度を測定して適量を施用する事。酸度測定に就いては農業改良普及員に連絡される事。
4. 優良品種の普及、及種子の更新

本県は奨励品種として裸麦では香川裸一号、小麦では農林二六号等気候風土に適合した優秀なる品種であるので種子の更新の面を重要視して産麦の向上を図る事。

1. 適地適品種の作付
   ㋑香川県奨励品種特性表

品種名	田 平地	田 山間	田 湿田	畑 平地	畑 山間	畑 移植	畑 蔬菜	畑 煙草	畑 前作
香川裸一号	◎	◎		◎	◎				
三保珍子	○	◎		○	◎				
早生珍子	○	○		○	○				
小麦農林六号	◎	◎		◎	◎				
新中長	◎	◎		◎	◎				
江島珍子	○	○		○	○				
小麦農林三号	○	○		○	○	○	○	○	○

備考 ◎は適応せるもの　○は稍適応せるもの

2. 品種の種子更新に対しては案外無関心である。試験成績に依ると同一品種のものを五ヶ年連続して自家採種の種子で栽培すると品質の低下は勿論収量面に於ても一五%の減少を来している町は、昭和二十七年産麦より二町七反の採種田を設置し原種を採種して居るから町の指示したる時期に於て種子の更新を図られ度い。
3. 播種量
   麦の増収の要諦は薄蒔均播にあるので播種期の早晩種子の大小整粗の整粗により異るも概ね次の基準に依る。

十月十日―十月二十日　二・二升
十月二十一日―二十五日　二・五升
十月二十六日―二十九日　三・〇升
十一月十日―二十五日迄　遅くも十一月末日を最終期とする。

4. 適期播種の時期
5. 播種様式
   播幅率の増大は増収栽培の重要なる要件であるから土性排水の良否、品種の特性等を考慮し積極的に広幅栽培を行う事。
6. 病虫害の防除
   ㋑選種及種子消毒
   種子消毒、全麦種に対して左記何れかの二重消毒を実施する事。
   方法　薬剤消毒と冷水温湯浸法。薬剤消毒は先ず乾燥種子を水銀製剤（ウく事。風呂釜に直接種子スブルン或はメルクロン）の一、〇〇〇倍液（清水一斗に水銀製剤四、八匁を溶かしたもの）に一―三時間条班病は六時間浸漬して更に冷水温湯浸法を行う。冷水温湯浸法に就いては、農業協同組合技術員で各部落に日割を定め実施する。定められた日時に実施する事。風呂釜は前述の方法で薬剤消毒処理を終つた種子を採氏四四度（小麦）に温め定温にして（稍もすれば温度が上り易いから特に注意ゝ残火を取り出し後に浸漬し取り出し後に冷水し一〇時間内に打ち込み一斗に薄く拡げて蔭干する。

残火は完全に消すこと。風呂蓋は密閉しない事、若干隙間を作つて置く事。風呂釜に直接種子を触れさせない事。播種試験を行う事。

尚来る二十三日町議事堂に弘報委員、町内世話方官公衙各団体代表者等の会合を煩わし懇談会を開催して協力方を懇請するが一人でも多くの参加を希望して居る。

立太子式奉祝商工祭

十一月十日から五日間の予定

善通寺商工会年中行事の一つ商工まつりは毎年九月秋分の日を中心に挙行する例になつて居たところ本年は偶々衆議院選挙其他の関係から立太子式祝賀行事に同調することとして延期せられて居た。式典の日取も発表を見たので本年は特に立太子式奉祝商工祭としてスポーツ行事等盛り沢山の企画をやめ重点主義により左の通り行うことに此の程全会理事会で決定せられた。

一、日時
十一月十日から五日間

二、行事
仮装競技大会、商店割引大売出し

三、賞金
仮装競技には特に賞金約十万円を予定。

稲の一生 (五の其)

受けるも播種以来、攙まざる農家の努力が実を結び稲田一面、黄金の波を漂わせ部落々々で豊年祭の鉦や太鼓の響も賑かに今後の天候と風雨に依る倒伏病害の異状発生のない限り平年作の収穫を予想せられる事は独立日本の食糧需給の面から国家的にも又農家の個人経済の面からも洵に欣びに堪えず農家の努力に対し心から感謝致す次第であります。終戦後総ての平和産業の発展に伴い、統制経済から自由経済へ統制物資は殆ど解除せられ、食管法に依り統制され供出と配給を実施された主要食糧も、甘藷、雑穀、馬鈴薯、小麦粉、干麺等順次統制廃止し昭和二十七年六月一日より麦の統制が撤廃され米に就いても統制廃止問題につき種々討議されているが米食を主体とする日本人の国民性と現在の生産量から尚其の期に至らず昭和二十七年産米に就いては食糧管理法に基き従来通り供出制度が実施されますが供出実施に就いては従前は食確法に基き事前割当を行い田植以前に既に供出割当を実施致しておりましたが既に食確法が廃止され、各農家戸々の収穫予想高に基き各農家の人口に対する保有量を残し残量を供出割当量として政府に売渡を御願いするのです。この供出割当の基礎となる各農家別の収穫予想反収並全収量を左記に依り実施致しますが、この調査が正確に行われるか否かに依つて次の供出割当に不公平を生じますから農家の申告に就いては、過少申告をしない様現在の予想収穫高を其の儘、部落調査に就いては部落で調査する人を選任するか又は部落員全員で部落農家間の均衡に注意して最も公平に正確に調査され個人別収量を集計の上、期限内に町長宛提出を御願いする○農家人口動態調査に就いて

昭和二十七年産水稲の収穫高予想調査に就いては昭和二十五年産水稲に就いては移植後の降雨続きと昨年の螟虫被害状況から本年は二、三化螟虫の発生甚大にして相当の被害が予想されたが、町が施設したる少数の動力噴霧器を最も有効適切に使用し旦最大の効力を発揮せられ更に農家は手動噴霧器五八台、手廻撒粉器二八九台を個人的に購入しDDT乳剤三九〇K、BHC粉剤五一五三K、BHC水和剤三二〇二K、ホリドール二三九K、総額三二七万円の農薬を使用し螟虫防除に努力せられた結果と其の後の天候に恵まれ最近、一部には稲熟病、菌核病、紋葉枯及三化螟虫の被害を見れ〳〵の手続きを完了せられ度い。

二　昭和二十七年産米早期供出の件

本年産米に就き左記期限内に供出したる玄米につきそれ〳〵早場米奨励金が交付される。

期限	金額
九月三十日迄	石当　一、〇〇〇円
自十月一日至十月十五日 〃	七〇〇円
自十月十六日至十月三十一日〃	五〇〇円
自十一月一日至十一月二十日〃	三〇〇円

備考　従来早期供出に就いては食糧の需給関係上奨励金を左記の通り交付される。

供出割当完納農家に対し供出完遂奨励金石当百円

供出割当を完遂した農家が割当を越えて供出したる時、超過供出奨励金石当二、五〇〇円

大前

簡易生命保険 郵便年金御加入者への福音

十月一日より規則が改正になつて皆様に大変有利となりました未だ御加入になつていない方は今すぐ御加入をお勧めします。

一、簡易保険郵便年金に剰余金の分配

契約後一定期間の過ぎたものに支払の時剰余金の分配があります。

二、全期払込十年満期養老保険の新設

五十才迄のお方は御利用が出来ます。

三、保険契約者の罹疾災害死等による保険料払込の免除

被保険者が十才未満の契約で契約者が罹疾災害法定伝染病により死亡した時は保険料の払込を免除します。

四、保険金支払制限の緩和

従来は保険契約後保険金支払事故が発生した時一ヶ年以上に保険金を支払ふ様制限されていましたが六ヶ月以上にも一定の保険金を支払うようになりました。

五、保険料前納割引の範囲を拡大

六ヶ月以上前納の契約に割引をしていましたが三ヶ月分前納にも割引をいたします。

六、其の他いろ〳〵御加入者に利益になる様に改正されました。

詳しいことは善通寺郵便局保険課にお尋ね下さい

川下延次氏の美挙

今般善通寺町社会福祉協議会理事民生委員川下延次氏は10W放送設備一式を社会福祉協議会へ寄贈せられこれを母子寮へ備付け寮内各室でラジオ及び放送を聞ける様になつたので十月十四日角野社会福祉協議会長臨席の上披露式を行い川下氏に感謝状を贈呈した。